

令和5年度地域間幹線系統の事業評価結果（概要）

1 事業評価の目的

事業評価は、静岡県生活交通確保対策協議会が定めた静岡県地域間幹線系統確保維持計画に位置づけられた補助対象系統について、事業の実施状況の確認や目標の達成状況等の評価を行い、市町が開催する地域公共交通会議等における評価内容に対する議論・検討の活性化や広く県民に内容を公表することによる理解の促進など、補助対象事業が効果的、効率的に実施されることを目的として実施している。

2 評価項目

| 項目 | | 内容 |
|---------------|-----------|-----------------------------|
| 前提事項 (点数無) | 主な運行目的 | 利用実態等を含めた当該系統の運行目的 |
| | 増収策 | 路線維持のための増収策 |
| | 費用削減策 | 路線維持のための費用削減策 |
| 評価事項 | 運行回数 | 計画運行回数に対する実績運行回数を評価(3点満点) |
| | 収支率 | 実績値を評価(収支率55%以上満点) |
| | 乗車人員 | 計画値に対する実績値を評価(+5%以上満点) |
| | ネットワーク構成 | 鉄道等への乗換可能な拠点数を評価(上限20点) |
| | 広域トリップ状況 | バス利用者の市町を跨ぐ移動割合を評価(20%以上満点) |
| | キロ当たり経費 | 国上限単価と事業者単価を比較(国単価比-20%超満点) |
| | 拠点等アクセス状況 | バス停から半径500m以内の拠点施設を記載(評価点無) |

【各項目に評価点を設定し、合計点に応じて以下のとおり評価】

| 評価 | 内容 |
|------------|------------------------|
| A (52~79点) | 地域間幹線系統として優れた役割を果たしている |
| B (26~51点) | 地域間幹線系統として適した運行となっている |
| C (0~25点) | 地域間幹線系統として改善に努力を要する |

3 事業評価結果の概要

全体評価：A（参考：R3：B、R4：B、R5：A）

- ・ 評価対象系統全62系統中、A評価：37系統、B評価：25系統、C評価：0系統
- ・ 平均点数が52.1点（R4比+3.1点）であることから、全体評価を『A』とした。
- ・ 各系統の評価結果は別添「令和5年度地域間幹線系統総合評価一覧表」のとおり。